



3

## 動物の適正な取扱いについて

### ①動物を飼おうとする者の守ること

- ・動物の種類・習性、周辺の環境や万一逃げた場合の生態系への影響などについて考慮し、適正な飼養ができるか慎重に判断すること。
- ・適正な終生飼養ができない場合は、飼わないこと。**→(解説2)へ**

### ②飼い主の守るべきルール

- ・適切なえさ、水を与え、動物の健康を保持すること。
- ・飼養施設の内外を常に清潔にし、周辺住民に迷惑をかけないこと。
- ・動物が逃亡した際はすぐに探し、収容すること。
- ・災害時には、人の安全確保を妨げない範囲で同行避難に努めること。
- ・犬には適切なしつけを行い、散歩時のふんの回収をすること。
- ・猫は屋内飼養するよう努め、猫の健康・安全及び周囲の生活環境を保持すること。**→(解説3)へ**



### ③動物による侵害防止に関するこ

- ・犬は、適切な方法で、囲いの中に抑留するか、固定されたものにつないでおくこと。
- ・特定動物(※)が逃亡した場合は、直ちに保健所に通報すること。
- ・特定動物や犬が人に害を加えた時は、ただちに被害者を救護し、新たな侵害を防止すること。

(※)特定動物:ニホンザル、イヌワシ、ワニガメなど、政令で定める人等に危害を加える可能性がある動物のこと

### (解説2)飼う「前」に考えましょう

飼い主は可愛がっているつもりでも、正しい飼い方を理解し、実践できていなければ、近所に迷惑をかけたり、人に危害を加えたりすることもあり、動物にとっても人間にとっても不幸なことになります。ペットを飼うのは、家族が一人増えるのと同じです。動物が死ぬまでの長い年月を、命に対する愛情と責任を持って、最後まで飼うことができるだけの知識、時間、金銭的余裕はありますか？

※適正飼養された場合の一般的な寿命



※ワニガメ:100年



※犬や猫:15年



※大型のオウム:50年

### (解説3)外にいる猫は自由で幸せ？

屋外は、交通事故、感染症、けんかによるけがなど、猫にとって危険がいっぱいです。

また、地域住民にふん尿や鳴き声で迷惑をかけたり、飼い主の知らないところで繁殖してしまうこともあります。

(猫に関する苦情2,804件、所有者不明子猫の引取り2,369頭／平成25年度千葉県統計)※政令市、中核市を除く。現在外に出ている猫であっても、家に上下運動ができる器具(キャットタワーなど)や、隠れてリラックスできる場所を用意し、屋内が快適に過ごせる場所であることを根気よく教えましょう。